

184006

第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受		付	
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	18	B	18 79

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所

氏名又は名称 弁護士 江口直明

報告義務発生日 平成13年12月31日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山一丁目2番3号

平成14年1月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	江崎グリコ株式会社	会社コード	2206	頁 / 総頁	1 / 2
		※ ① 上場 2 店頭			
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌			提出者及び 共同保有者の総数	1名
本 店 所 在 地	大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号			提出形態(ホ)	※ 1 連名 ② その他

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ(カタカナ)	
氏名又は名称	サウスイースタン アセット マネージメント インク
フリガナ(カタカナ)	
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410番 地 スイート900
フリガナ(カタカナ)	
旧氏名又は名称	
フリガナ(カタカナ)	
旧住所又は本店所在地	
個 人	生年月日 年 月 日 (フリガナ) ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 勤務先名称
人	職 業 勤務先住所
法 人	設立年月日 1975年 8月15日 (フリガナ) ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 代表者氏名 代表者役職 アンドリュー・アール・マ ンキャロル 副社長
人	事業内容 投資顧問業
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都港区北青山一丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 鈴木 香子
電話番号	(03) 3403-5281

発行会社の会社コード	2206
------------	------

頁 / 総頁	2 / 2
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	サウスイースタン アセット マネージメント インク
-----------------------	---------------------------

3 保有目的

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部であり、純投資を目的としている
--

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	9,679,000株
新株引受権証書	A 株	/	H 株
新株引受権証券	B 株		I 株
転換社債券	C 株		J 株
新株引受権付社債券	D 株		K
対象有価証券バックラント	E		L
株券預託証券			
株券関連預託証券	F		M
対象有価証券償還社債	G		N
合計	O 株	P 株	Q 9,679,000株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R	発行済株式総数 (平成13年12月31日現在)	U 144,860,138株
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S 9,679,000株	上記提出者の株券等保有割合 (S / (T+U) ×100)	6.68%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	5.08%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

POWER OF ATTORNEY

Southeastern Asset Management, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Kaoruko Suzuki, attorneys of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 15th day of October, 2001.

Southeastern Asset Management, Inc.

By: Andrew R. McCarroll
Title: Vice President
Name: Andrew R. McCarroll

<訳文>

委 任 状

サウスイースタン アセット マネージメント インク (以下「当社」という。)は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士江口直明及び鈴木香子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年10月15日日本委任状に適式に署名する。

サウスイースタン アセット マネージメント インク

(署名)

アンドリュー・アール・マッキャロル
副社長

上記正訳しました

弁護士 江 口 直 明

